

葉山港の指定管理者募集に係る質問・回答

※バース数は現状と異なります。現在のバース数は、募集要項P2をご確認ください。

平成21年5月13日更新

○ 現地説明会（H21.4.30開催）での質問・回答（19件）

番号	質問	回答
1	係留・陸置施設のバース数の内訳は？（募集要項p4）	係留 CY 59隻、MB 9隻 計 68隻 陸置 DY186隻、MB53隻 計239隻 合計307隻 CY=クルーザーヨット、MB=モーターボート、DY=ディングーヨット
2	（質問1に関連して）バース数と、利用承認等の状況の申請件数（参考資料p71）との差は何か？	1年ごとの更新申請は5月更新の艇が多く、期間満了15日前から45日前までに更新手続きをすることや、一部更新が遅れる艇があるため、必ずしも年度の申請件数と保管数が一致しないこととなっています。
3	更新未手続の艇はどのくらいあるのか？未手続者への対応の基本的な考え方は？	未手続者には、指定管理者が勧告書を送付しますが、現在のところ更新未手続者はいません。
4	民間マリーナではマリーナ内のセキュリティを強化しているが、葉山港では一般の人に対して管理事務所、マリーナ内への出入りについて認めているのか？	葉山港のコンセプトとして「開かれたマリーナ」としているため、一般の人が管理事務所の自由使用部分には、出入りできるようになっています。
5	ビジターバース（参考資料p48）とはどの部分か？	陸置の場合は95隻受け入れが可能な新港の船舶保管地、係留の場合は新港の斜路（ヨット船揚場）の両側の浮桟橋部分がビジターバースとなります。（参考資料p14、p15参照）
6	研修室（参考資料p111）を専用利用している団体があるようだが、賃料とっているのか？	港湾施設の土地・建物に構築物を設けたり、区域を画して独占的に利用する場合（専用利用）の承認は、指定管理者業務ではなく、県が引き続き直接行う事務となります。（参考資料p16参照） 研修室の区画部分は、県が専用利用承認し、利用者から専用利用料を徴収しています。
7	提案事業を行う場合の土地・建物の使用料はいくらか？（募集要項p18）	港湾施設の土地・建物の専用利用料は、港湾の設置及び管理等に関する条例第5条、第11条及び別表第1の7専用利用料に規定があります。（神奈川県法規集（次のアドレス）の「第11編 土木」→「第5章 河川、港湾、海岸及び公有水面」の一覧の5番目を選択してください。 http://k-base03.pref.kanagawa.jp/cgi-bin/dlw_savvy/dlw_login.exe ） 参考まで、「土地」は、そのまま利用する場合、1㎡あたり1か月70円、「建物（港湾管理事務所）」は、1㎡あたり1年間37,290円にいずれも消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。 なお、募集要項p18に記載のとおり、ヨット利用の促進にかかるものであれば、県との協議により減免される場合があります。
8	耐震物揚場の一般利用は可能か？	可能です。
9	耐震物揚場のヘリポートについて、一般利用は可能か？	防災の臨時着陸用であるため、利用できません。

番号	質問	回答
10	土地の専用利用に関し、ヨットの利用を促進するための工作物の設置は可能か？	安全性や港湾施設の他の利用に支障が生じないこと等で県が認める場合は可能となります。また、県との調整には、ある程度時間がかかることもありますのでご留意ください。 なお、工作物を設置する場合の土地の専用利用料は、1㎡あたり1か月100円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。
11	浮棧橋に付着したカキの除去は指定管理業務に含まれるのか？	指定管理業務となります。斜路の海苔取り等、定期的実施していただくものもありますが、浮棧橋のカキの除去については、必要に応じて実施してください。
12	ビジターバースの容量である95隻を超える艇が参加する規模のレースの開催について、通路を活用するなど指定管理者の裁量で実施することは可能か？	現在も実施しており可能ですが、施設利用に関してレース以外の利用者との調整を行った上で、実施してください。
13	陸置艇を固定するピットを、臨時用にバース以外の枠のないところに設置することを、指定管理者として提案することは可能か？	可能です。また、指定管理者指定申請後であっても、様々な提案を指定管理者から受け、改善を行っています。ただし、県が実施・費用負担する場合は、予算要求など時間がかかることをご留意ください。
14	荒天時に漁船を新港泊地に避難できることとなっているが、指定管理者が変わっても可能か？	県と葉山町漁業協同組合の覚書により、荒天時に漁船が避難することを認めています。荒天時には、他にも緊急避難する船があるので、指定管理者は避難の調整を行ってください。
15	修繕費について、30万円未満が指定管理者の分担となっており、平成19年度実績は約230万円となっているが（参考資料p10）、この分担どおり実施されているのか。実際には30万円以上のものも実施させられている実態はないか？	役割分担どおり30万円未満のものを指定管理者が分担しており、参考資料p10に記載のとおり、30万円未満の修繕実績を積み上げた結果、平成19年度の実績は、20件、約230万円となっています。
16	緑地でイベントをする際に、テント等を張ることは可能か？	飛ばないように安全対策など県との調整のうえで、可能です。
17	ウッドデッキ部分（防波護岸遊歩道）に常時営業する飲食店等を設置することは可能か？	営業内容にもよりますが、県との調整のうえで可能であると考えられます。
18	提案事業に当たって、管理事務所の施設の使用目的を変更することは可能か？	会議室等は、基本的にレース運営のために確保されているものであり、また、災害時には防災基地になるため、港湾の利用に支障が出ない範囲での変更は可能ですが、常設で新たなものを設置する等の大きな変更は難しいと考えられます。 また、県だけではなく、利用者との調整が必要となる場合があります。
19	葉山港は無線の基地局となっているか？	マリンVHFの海岸局となっています。